

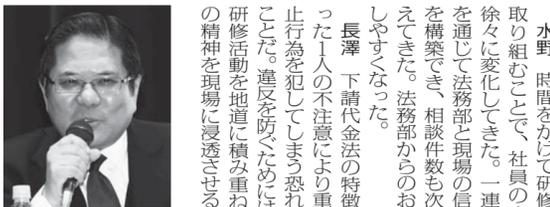
下請取引適正化推進シンポジウム2015

～コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化～ 大阪編 (全国5会場で開催)

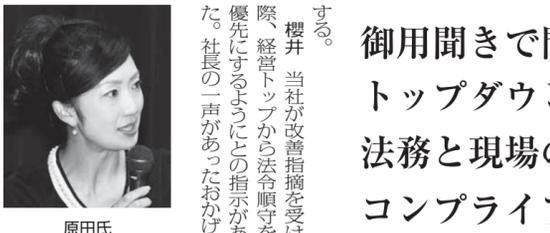
パネルディスカッション **コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化を目指して** クボタ/三井情報



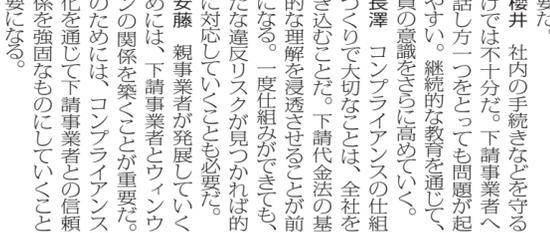
◆パネリスト
 クボタ 法務部 東京法務グループ
 三井情報 業務管理部 法務室
 大江橋法律事務所 弁護士
 中小企業庁 取引課長
 ◆ナビゲーター
 フリーアナウンサー



水野智成氏 櫻井正也氏 長澤哲也氏 安藤保彦氏 原田知恵氏



水野氏 櫻井氏 長澤氏 安藤氏



原田氏

水野智成氏
 櫻井正也氏
 長澤哲也氏
 安藤保彦氏
 原田知恵氏

**御用聞きで問題の発見に努める
 トップダウンは浸透効果が絶大
 法務と現場の対話で問題解決を
 コンプライアンスこそ成長の鍵**

櫻井 当社が改善指摘を受けた際、経営トップから法令順守を最優先にするよう指示があった。社長の一声があったおかげで、現場に浸透させることができました。

安藤 親事業者にとって下請事業者は企業活動を支えてくれるパートナーだ。そのような関係だからこそ、親事業者がコンプライアンスを強化し、法を順守することが下請事業者の利益保護につながる。それによって親事業者の成長をもちたさと思う。

櫻井 コンプライアンスを順守するうえで一番の足かせになるのは、社員が「やらせ感」を抱いてしまっていることだ。それを防ぐために、コンプライアンス順守は会社のためだけでなく、自分を守るためにもあることを納得してもらうよう努めている。

水野 積極的に現場に出て話を聞くように努めている。ほかの用途で工場を訪ねたときも「最近問題はないですか。何かあれば教えてください」と御用聞きをする

現場に浸透させるうえでのポイントは何か。
 櫻井 2009年に改善指摘を受けた際は、下請代金法に対する社員の理解は不十分だった。そこでいきなり「こうしてはいけません」と実務面の指導をするのではなく、下請代金法の基礎を学ぶところから始めた。地道な教育活動を積み重ねたことで、法律の本質への理解が深まってきている。

水野 現場に浸透させるのは容易ではない。現場の主体性が重要になる。

下請取引の適正化は、日本企業の大部分を占める中小企業の経営を左右する重要な課題だ。親事業者によるコンプライアンス（法令順守）体制の整備・強化が求められる。11～12月にかけて全国5会場（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）で開催した「下請取引適正化推進シンポジウム2015」には、下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）の順守に取り組む親事業者が登場。下請取引の適正化に向けた具体的な取り組みを紹介した。



弁護士 長澤哲也氏

1956年に制定された下請代金法は、優越的地位の乱用行為を禁止しようとする法律だ。インペーションが起きるには、一方が他方を抑圧するという下請構造があるとうまくいかない。それを防ぐのが狙いだ。

典型的な違反事例を知り
 順守体制の構築に生かす

下請事業者の意思にかかわらず違反を認定するのが下請代金法である。違反と判断されること自体がリスクなので注意すべきだ。単価を引き下げるのは下請代金法で非常に重いペナルティになる。公表される勧告のほとんどは、この減額事案だ。典型的な違反事例を知り、順守体制の構築に生かす。

下請代金法は、取引先との関係は頻繁に行われるが、引き下げた単価をいつの発注分から適用するかを覚えておいてほしい。リポートも要注意だ。発注前に覚書を締結し、判子までつき下

基調講演 **下請代金法とコンプライアンスの取り組みについて**

かわらず減額しているようなものがないかどうかを見極めたい。次に不利益について説明できる経済合理性がある場合、下請事業者にきちんと報告しているかどうか。説明し納得したうえで応じているのかどうかポイントになる。そして一番大事なのは「利益を犠牲にしても下請代金法を順守しなけらばならない」という方針をコンプライアンス体制として

企業の取り組み事例 五十首順

クボタ
現場に寄り添い取り組み推進

法務部と工場などの資材購買部門の部門責任者で構成する下請法部会を中心に、法令順守活動を展開している。例えは営業・製造などの周辺部門が下請代金法の基礎知識を習得するため、初級・レベルの研修会を各工場で開催。今年度はすでに3事業所で実施した。一般の従業員が参加できる研修も本社などで定期的に開催している。

日本電気
法令順守活動を継続的に展開

当社はコンプライアンス徹底のために、①規範②体制③教育・情報発信の3つの柱を設けている。グループ行動規範のつくり、順法推進体制を整えている。コンプライアンス活動を実施。全社向けのグループ教育や専門家を迎えてのイベントを開催し、社内への教育・情報発信を実施している。

昭和三井
統括部門のリードで地道に実施

素材メーカーである当社グループには下請事業者が約900社あり、取引の多くは製造委託だ。2010年4月に下請代金法の主務部門を購買・SCM部に移し、法務・知的財産部がサポートする統括部門を設けた。

三井情報
代金法を必須教科に社員研修

2009年に中小企業庁から指摘を受け、短期間に改善を進めた。まず、下請事業者への振込手数料をすべて当社で負担するように変更した。契約の中身に下請取引に該当するのかが判断する手間を省く狙いもある。

凸版印刷
経営トップ主導で体制を強化

当社は社内の憲法と位置付ける「行動指針」に下請取引の適正化を明記し、経営トップの強力なリーダーシップにより取り組みを推進してきた。具体的には、現場での旗振り役として「行動指針推進リーダー」を事業部ごとに配置。今年度は約800人を委任している。行動指針「ケースブック」や「下請法遵守マニュアル」など社内で作成したテキストを使い、法令順守の徹底を図っている。

トニー
倫理委員会中心に法令順守推進

法務部やコンプライアンス推進室などが事務局を務める倫理委員会中心に法令順守の取り組みを推進している。例えば、イントラネットに「コンプライアンスの部屋」という専用ページを開き、「下請法遵守マニュアル」や下請取引で使用すべき書式類の見本など、下請代金法順守のために必要な情報を掲載している。

中小企業の相談窓口「下請かけこみ寺のご案内」

全国47都道府県（46カ所）に設置している「下請かけこみ寺」では、納品後に代金の値引きを求められた「支払日」が過ぎても代金を支払ってもらえないなど取引に関する中小企業の様々な悩みの相談に相談員や弁護士が親身になって応じ、問題解決に向けたアドバイスを行っています。秘密は厳守します。ご利用ください。また、消費税転嫁に係る取引上の相談にも応じています。

中小企業庁のホームページでは、下請代金法違反の防止に向けた社内体制の整備方法や取り組み事例を紹介する「下請取引コンプライアンス・プログラム」のほか、下請代金法の講習会の情報など下請取引適正化に関する情報を掲載しています。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/forhiki/index.html>